

奈義町女性が輝くまちづくり条例（案）、奈義町こども基本条例（案）、 奈義町高齢者安心・安全条例（案）に対するパブリックコメント実施要領

1. 対象

奈義町女性が輝くまちづくり条例（案）
奈義町こども基本条例（案）
奈義町高齢者安心・安全条例（案）

2. 内容

「女性・こども・高齢者」に関する3つの条例の制定にあたり、「奈義町パブリックコメント手続要綱」に基づき、趣旨、目的、内容等を広く公表し、町民からのご意見・情報を募集する。

3. 資料及び公表方法

（1）資料

奈義町女性が輝くまちづくり条例（案）
奈義町こども基本条例（案）
奈義町高齢者安心・安全条例（案）

（2）公表方法

- ① 広報紙チラシ（QRコード）
- ② 奈義町ホームページへの掲載
- ③ 役場こども・長寿課での閲覧（閲覧時間は役場開庁時間に準ずる。）

4. 公表期間

令和7年12月26日（金）午前8時30分～
令和8年 1月23日（金）午後5時15分

5. 対象者

奈義町内に住所を有する方

6. 意見募集期間

令和7年12月26日（金）午前8時30分～
令和8年 1月23日（金）午後5時15分
※郵送の場合は令和8年 1月23日（金）必着

7. 意見の提出方法及び提出先

（1）提出方法

次のいずれかの方法により提出

- ① Logo フォーム（広報チラシ QR コード）
- ② 郵送・ファックス・電子メール
- ③ 役場こども・長寿課へ持参

（2）意見等提出様式

- ① 別紙意見等提出様式又は、任意様式による